

## 期 中 の 評 価 個 表

事業名	地域防災対策総合治山(国有林)	事業計画期間	平成4年度～平成23年度(20年間)										
事業実施地区名 (都道府県名)	焼山(やけやま) (新潟県)	事業実施主体	関東森林管理局 上越森林管理署										
事業の概要・目的	<p>当地区は新潟県南西部の焼山に位置し、昭和49年にご噴火した後も依然として火山活動が続いている。過去の火山活動に伴う噴出物が、溪流及び山腹斜面等に大量に堆積しており、豪雨等の出水により土石流となり流下している。</p> <p>そのため地元の糸魚川市から、人家や公共施設等を土石流等から守るため治山施設整備の実施が要望された。</p> <p>このことから、不安定土砂の流出防止と渓床の安定を図るため溪間工を施工し、下流域の保全と保安林機能の回復によって民生安定に寄与することを目的として当事業を進めている。</p> <p>なお、溪流荒廃地や不安定土砂の状況から、放置すれば土砂流出の恐れがあることや地元からの強い要望もあることから、事業進捗状況を勘案し事業計画期間の終期を平成20年度から平成23年度まで3年間延長し整備を続ける計画とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：治山ダム工28基 土石流観測施設5基 森林整備61ha</li> <li>・総事業費：2,364,859千円(平成15年度の評価時点：2,364,859千円)</li> </ul>												
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成15年度期中の評価時と現在において要因に大きな変化はないが、事業計画期間の終期を平成20年度から平成23年度まで3年間延長し整備を続ける計画とする。</p> <p>なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>総費用(C)</td> <td>3,170,377千円</td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    水源かん養便益</td> <td>842,913千円</td> </tr> <tr> <td>    災害防止便益</td> <td>22,020,470千円</td> </tr> <tr> <td>    計</td> <td>22,863,383千円</td> </tr> </table> <p>分析結果(B/C) 7.21</p>			総費用(C)	3,170,377千円	総便益(B)		水源かん養便益	842,913千円	災害防止便益	22,020,470千円	計	22,863,383千円
総費用(C)	3,170,377千円												
総便益(B)													
水源かん養便益	842,913千円												
災害防止便益	22,020,470千円												
計	22,863,383千円												
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>平成12年に火山活動に対するハザードマップが作成され、糸魚川市内の各戸に配布されている。</p> <p>周辺の社会経済情勢に、特段の変化はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象：家屋358戸、県道20km、農地214ha</li> </ul>												
事業の進捗状況	<p>土石流等による被害を防止するための治山ダムと併せて、下流保全区域に土石流等の発生を知らせるため「土石流監視システム」を設置し、地域防災にも役立っている。</p> <p>平成19年度末の事業の進捗率(事業費)は80%である。</p>												
関連事業の整備状況	<p>下流域において、新潟県で砂防ダム等が設置されている。</p>												
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	<p>地域住民も噴火を想定した防災訓練を実施するなど、常日頃から自主防災体制の確立と防災意識の高揚に努めているところであり、引き続き当事業の推進をお願いする。(糸魚川市)</p> <p>下流地域の安全を図るため、早期の完了に向け、事業の継続をお願いしたい。(新潟県)</p>												
事業コスト縮減等の可能性	<p>溪間工について、治山ダム本体と間詰の一体施工による型枠等工事資材の節減、転石等の現地発生材を利用した工法の採用など、工事コストの縮減に努めており、今後も一層のコスト縮減に努めることとしている。</p>												
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>												
第三者委員会の意見	<p>平成19年度末の事業の進捗率が80%であり事業を完了するため、計画変更のうえ関係機関と連携して事業を継続実施することが妥当と考える。</p>												

評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要性： 溪流荒廃地や不安定土砂の状況から、放置すれば土砂流出の恐れがあり、地元からの強い要望もあることから、事業の必要性が認められる。</li><li>・効率性： 対策工の計画に当っては、事業地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討しており、事業の効率性が認められる。</li><li>・有効性： 当事業の効果として、森林の整備によって崩壊地の拡大が防止し、治山ダム工により、溪床に堆積する土砂の安定が図られており、事業により更にその効果が高まっていくものと考えられ、事業の有効性が認められる。</li></ul> <p>上記 から の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、計画を変更して事業の実施が妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施方針： 計画変更のうえ事業を継続</li></ul>
------------	--